

## お 知 ら せ

### 夏季休暇について

吉田宏司事務所並びに各福祉協会では、8月12日（水）～8月16日（日）まで夏季休暇となります。  
お急ぎの手続きがございましたら、お早めにご連絡をお願い致します。

### 雇用調整助成金の特例措置について

雇用調整助成金の特例措置について、内容が一部改定されました。

主な変更点	変更前	変更後
助成上限額	8,330円	15,000円
助成率*（解雇等がない場合）	9/10	10/10
緊急対応期間	6月30日まで	9月30日まで

\* 中小企業の場合。大企業は 2/3→3/4

上記改定は遡って適用されるため、6月12日以前の申請分は改定前後で算出した助成金額の差額が追加支給されます（手続き不要）。

また、休業手当を遡って増額支給する場合は、再申請書を届け出れば増額支給分に相当する助成金が追加支給されます（要手続き）。

雇用調整助成金の詳細については厚生労働省 HP をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639789.pdf>

### 標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響で休業を行い報酬が著しく下がった方について、一定の要件を満たした場合に報酬額が急減した月の翌月から社会保険料の改定（特例改定）が可能となりました。

要件等、特例改定についての詳細は以下の日本年金機構 HP をご参照下さい。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/0625.html>

\* 特例改定の手続きを希望される場合には、吉田宏司事務所までお知らせください。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所（03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)）までご連絡ください。